

## 平成25年度の同窓会体制について

下記の陣容になります。

### 【顧問】

草野妙子

### 【特別会員理事】

秋岸寛久、今井重幸、菅野由弘、藤本草、柳沢新治

### 【理事】

後藤すみ子(2:副理事長)、杵屋静子(5:理事長)、山戸朋盟(14)、古屋輝夫(16:事務局長)  
三橋貴風(17:副理事長)、米川敏子(18)、川村泰山(20:常任理事)  
菅原久仁義(22:常任理事)、田辺冽山(25:常任理事)、坂田梁山(30)、石川利光(37)  
山口賢治(39:常任理事)、原郷界山(44:会計)、田中奈央一(50)

### 【監事】

山川園松(15)、森田柊山(19)

### 【評議員】

菊地梯子(3)、杵屋勝真代(6)、藤原安都子(7)、小林富美代(8)、久保暉子(9)  
芦川郁子(10)、大竹操和(11)、伊藤厚勢(12)、田辺園由香(13)、福永千恵子(14)  
福森文子(14)、井上千恵子(15)、本荘洋子(16)、春原香代子(17)、大澤善子(18)  
小野正志(19)、小田園和佐(20)、石垣清美(21)、横田鈴琉(21)、野村峰山(22)  
吉岡龍見(23)、沢田真余(24)、曾我哲山(25)、石川憲弘(26)、田辺頌山(27)  
田中悠美子(28)、坂田美子(29)、山田明美(30)、鈴木佑未子(31)、山口連山(32)  
福田栄香(33)、合田真貴子(34)、米谷和修(37)、設楽瞬山(38)、金田智子(40)  
黒川真理(42)、高橋裕恵(43)、清水一恵(44)、川俣夜山(45)、北村明子(46)  
宍倉雅美(47)、中畝詩歩(48)、増川彩子(49)、今英里(50)、松村智子(51)  
宇佐見明子(52)、佐々井麻矢(52)、木村大輔(53)、松本宏平(53)、福本礼美(54)  
井上美和(55)

### 『育成会同窓会のための情報連絡サイト NHK邦楽技能者育成会同窓会の広場』

<http://hougaku-ikuseikai.com/>

会員の皆様への情報発信を行っています。また同窓会会員相互の情報交換の場としてご活用ください。

### 『NHK邦楽技能者育成会同窓会事務局のご案内』

事務局の連絡先が変わりました。

住所:〒130-0026 東京都墨田区両国3-25-9-304 古屋方(以前と住所は同じ)  
メール: n.ikuseikai.dousoukai@gmail.com  
FAX: 03-6800-2012 TEL: 080-9708-1055

同窓会に関してのお問合せ、ご意見など何でもご連絡下さい。各ジャンルの担当に繋がります。  
なるべくメールもしくはFAXにてご連絡をお願い致します。

まだ、同窓会に御入会いただいていないNHK邦楽技能者育成会卒業生の皆様には、  
これを機に入会と第2回同窓会演奏会へのご出演を是非ご検討ください。

## NHK 邦楽技能者育成会同窓会会報 第2号

2013年9月



第1回NHK邦楽技能者育成会演奏会終了後の集合舞台写真

### 【理事長からのご挨拶】

杵屋静子(5) ※以後( )内の数字は卒業期を示します。



NHK邦楽技能者育成会が55期で終了してから、会合に会合を重ねて同窓会を設立し、初めての大きな催しとして本年3月9日に第1回NHK邦楽技能者育成会演奏会 現代邦楽「考」を開催することができました。板倉康明先生のご指導の許、一曲を2時間から3時間、5回のリハーサル、毎回初心にもどることが出来たことはとても嬉しく存じました。改めて会員の皆様の情熱と現代邦楽を愛して支援して下さいます御方々様に厚く御禮申し上げます。

既に第2回演奏会も横浜みなとみらい小ホールにて来年3月8日(土)に開催が決まって居りますし、関西でも演奏会開催を検討しておられるという報告を頂いております。会としての幅が広がり、より多くの会員の方々が活動に参加して頂ける日の来ることを待ち望んで居ります今日この頃でございます。

私ごとで恐縮でございますが、初めてのリサイタルを致します時、恩師杵屋正邦師より「1回だけではシミになる、続けていけば線になる。」と云われました。独りもむずかしいし、更にグループで続ける事はなおなお大変なこと存じますが、会員一人ひとりの情熱を持してつなげてゆけると信じて居ります。何卒お力を添えて頂けますよう、一重をお願い申し上げます。

第1回NHK邦楽技能者育成会演奏会 現代邦楽「考」実施報告



【演奏会実施概要】

3月9日(土)渋谷区文化総合センター大和田さくらホールにて3月9日に第1回NHK邦楽技能者育成会演奏会 現代邦楽「考」が開催されました。来場者数は463名(内、招待24名)。杵屋静子理事長の挨拶でコンサートが始まり、現代邦楽の黎明期1964年に産み出された小山清茂作曲「和楽器のための合奏曲」、同年につくられNHK邦楽技能者育成会講師を長年務めた藤井凡大作曲による「合奏曲 絲竹交響 ～交響的三曲合奏～」、同じく講師を勤め22期卒業演奏会(1976年)のために作られた「邦楽器と声による合奏曲 ざざんざ」、育成会最後の55期演奏会(2010年)にて委嘱初演された西村朗作曲「邦楽合奏のためのヘテロフォニー」の4曲が演奏されました。

今回の演奏会の音楽監督であり特別会員理事でもある板倉康明氏が全曲指揮を担当しました。演奏の合間には、板倉康明氏がインタビュアーとなり、本演奏会の監修者のひとりで、かつてNHKで邦楽番組の制作を担当していた長廣比登志氏に、本企画のキーワードである「現代邦楽」という用語の起源や変遷について興味深いお話をいただきました。また顧問で育成会において音楽史を担当しておられた草野妙子氏と、特別会員理事で公益財団法人日本伝統文化振興財団理事長である藤本草氏のお話もあり、演奏会に花を添えていただきました。当日はNHKによって録音収録され、「邦楽百番」NHK/FM(放送日:3月30日&4月6日、再放送:3月31日&4月7日)にて放送されました。邦楽ジャーナル4月号には特集 注目!コンサートのコーナーにおいて記事が掲載されました。

本演奏会を成功に導けたのは、演奏参加や裏方としてバックアップをいただいた会員および卒業生の皆様方、NHK、後援の各団体、監修いただいた先生方や特別会員理事の方々、その他関係スタッフのご協力の賜物と深く感謝いたします。演奏会終了後、何人もの出演会員の方々から演奏会企画委員・実行委員宛に温かい感謝のメールをいただいたこともここで報告させていただきます。演奏会当日に配布されたプログラムはホームページ上で閲覧、ダウンロードできます。まだ現物も若干残っていますので、ご希望の方は事務局までご請求ください。

演奏会収支決算報告書を表1に示します。

表1 演奏会収支決算報告書

収入の部

平成25年 5月28日

項目	金額	備考
会費 (@10,000×110名)	¥1,100,000	
楽器レンタル費 (@6,000×54名)	¥324,000	
追加販売分	¥437,000	出演者157枚、会員9枚、一般5枚
当日売上(含:予約販売)	¥118,500	予約11枚、当日(般17枚:学4枚)
NHK放送料	¥937,690	
合計	¥2,917,190	

支出の部

項目	金額	備考
ホール使用料	¥344,500	
練習室(尺八楽屋)	¥5,400	
付帯設備使用料	¥118,000	
ご祝儀・お車代	¥285,000	
演奏用イス借用料	¥10,000	正派(500円×20)
弁当	¥162,180	165個(追加680円/1)
打上げ補助	¥24,100	食事追加の為の不足金補助
著作権料	¥114,817	
諸経費	¥493,070	人件費・会議費他
琴光堂謝礼	¥600,000	
印刷費	¥62,750	チラシ・チケット
デザイン料	¥70,000	酒井利政様
案内・招待状	¥70,560	会員673・招待221(メール便)
リハーサル室使用料	¥46,500	大和田リハ
楽譜作成料(和楽器のための合奏曲)	¥20,000	五十嵐祥介様
スコア(ざざんざ)	¥10,150	
音源・楽譜データCD作成費	¥33,320	
送料(郵送料・メール便等)	¥104,430	
文具費	¥23,470	
コピー代	¥41,590	案内資料等
会場費(草月ホール)	¥78,855	記者会見
交際費	¥9,825	会場打合せ手土産・作業手伝い食費等
振込手数料	¥6,615	
雑費	¥1,730	録音用CDR、ごみ袋等
合計	¥2,736,862	

収入金額合計	¥2,917,190
支出金額合計	¥2,736,862
差し引き金額	¥180,328

## 【『現代邦楽』という用語について】

長廣比登志氏がお話された内容について、会報に掲載してほしいとの希望が会員から数多く寄せられました。長廣氏に協力を仰ぎ、記録録音からの原稿起こしを元に加筆、修正したものを下記に掲載します。



板倉 きょうはこのトークのセッションで伺いたいことがたくさんあるのですが、「現代邦楽」という言葉がございますよね。大体いつごろからその言葉が使われたのか、どなたがお使いになったなど、そういうことを少しお話しただけだと思います。

長廣 はあ、そう来るなと思っていたのですが、この500人くらいのお客さまの中で、「現代邦楽」という言葉をどのくらい知っているか。これはクイズ番組ではありませんので、手を挙げていただく必要はないのですが。「現代邦楽」という名前をどの程度意識しているかということ、僕は常々考えます。僕は「現代邦楽」の命名者でもなければ、提唱者でもない。ただそういう音の世界といえますか、そこに割と長い間、身を置いていた人間ですので、常々いつごろからだろうなと思っていました。物事を究極的に追究するのは僕は大嫌いなのですが、なんか責任を持たされたので思い出したら、これはどうもNHKの番組の名称として、やや定着しているらしい。といいますのは、確か1947年ですから、昭和22年、お生まれになっていらっしゃるか。

板倉 いいえ。全然。影もかたちもない、まだ生まれていません。

長廣 戦後間もなく。それまで抑圧されたように、新しい運動が少し阻害されていたこともあったのでしょうかね。1947年の4月20日だったと思うのですが、朝の9時45分から10時まで、その当時まだ第1放送と第2放送の区別がありましたが、その時間帯に『現代邦楽の時間』というタイトルで放送されました。①この言葉が、それ以前にあったかと思い、今僕は散々探している最中なのですが、放送番組の中では、今のところ見つかりません。

板倉 あっ、そうですか。

長廣 はい。それから、他の新聞・雑誌その他にあるかなと思い、見ているのですが、これは少し探し方がない部分もありますね。今のところ見つからないです。ですから、用語として。分厚い年鑑的な現代用語の何とかというものがございますね。そのつい最近版、2013年版を少し見たのですが、この言葉はないです。十数年前まではあったのですが、なくなってしまいました。消えてしまったのです。けれども言葉は残っているんですね。放送番組のタイトルとして、「現代邦楽」という名前が最初にNHKでデビューした。責任を持つては答えられませんけれども、それは、ほぼ間違いないだろうと思っています。1947年ごろ、突如として現れたように思うのですが、実はこれは突如としか言い方がない。それ以前の戦中・戦前は「新日本音楽」だったわけですね。新何々とかいう名前の言葉が。②

板倉 新という言葉がついて。

長廣 大阪の尺八に上田流がありますが、その上田芳憧(ほうどう)という人が、あるとき、こんなことを書いた。それは昭和5年、1930年の話です。「新日本音楽といって、何が新なのだ。どこから新で、どこから旧なのだ」。その区分け、新と旧の区分けが分からない。ですから、「どこから新というのが分からないではないか」ということを、上田さんが不満げに言っている。それはある雑誌③なのですから、同じようなことが、「現代音楽の現代とは何ぞや」ということを、2013年にはわれわれがまた発言しているわけですね。ですから、常に現代音楽の現代とは何ぞや、音楽とは何ぞやということに尽きるだろう。この演奏会は、現代邦楽考。

板倉 「考」という言葉があるので、やはりその言葉はすごく大事でありまして、今おっしゃったように、新という言葉は使いたしたら、旧は何なのか。では現代という言葉を使ったら、いつからが現代なのか、そこはやはり考えないと分かりません。

長廣 そうですね。世の中に、現代をいつごろからとするかということは、諸々あるようでございまして、1945年、つまり第二次大戦が終わった後だという人もいるし、あるいは1910年代にはもう始まったよというような、現代音楽の場合には、そういうふうと呼ぼうではないかという人もいれば、もう現代はやめてしまおう。「20世紀の音楽」、あるいは「21世紀の音楽」という、20世紀や21世紀という名前を冠にした演奏会がございましてよね。あえて現代というような、そういう言葉も、モダンという言葉を使ったのかもしれないけれども、ひょっとしたら、もう一つはコンテンポラリー。

板倉 あっ、そうですね。はい。

長廣 あるいはミュージックナウ。

板倉 ああ、ああ。そうですね。

長廣 ですから、もうわれわれが生きている時代のほうは、ことさらにという人もいます。

板倉 ああ。私は邦楽畑の人間ではございません。現代音楽をやっている人間と思われることもございますけれども、では現代音楽とは何なのと。例えば、ある学校でそういう授業、現代音楽講座というものがあるのですが、何をやっていいのかわからないというのが、本当でございます。

長廣 『現代邦楽の時間』というものが1947年にあって、その後、その名前は半年したら消えるのです。半年間で消えてしまって、その後は『今日の邦楽』、『こんにちの邦楽』とか、それがやがていろいろな変遷があって、1964年の4月12日だと思いますが、『現代の日本音楽』④というタイトルの番組が始まるわけです。⑤

板倉 『現代の日本音楽』。

長廣 はい。

板倉 それが64年ですか。

長廣 64年。オリンピックの年ですね。新幹線とオリンピックの年ですが、1964年に始まった『現代の日本音楽』というところから、世の中は騒然としてきた。

長廣 なぜそういうふうに変ったのかについてのいきさつは、いろいろあるようですけども、やはり「現代邦楽」というネーミングの背景に、邦楽の現代版だというイメージをどうしても抱いてしまう。これも言葉の説明をするのは嫌なのですが、雅楽は邦楽なのかというへりくつがあるのです。雅楽。みやびやかなのか、わが国の邦という字を使うことが、抵抗があるのです。トータルに日本音楽のことを、縦軸にしる、横軸にしる、考えようかなという人たちがいたようですね。そうすると、「日本音楽」と総称してもいいではないかと。

板倉 はい。

長廣 「現代の」という言葉とくっつけると『現代の日本音楽』です。これは少し僕の邪推かもしれないのですが、そういう意図もあり、考えもあって、『現代の日本音楽』となった。それまで日本という名前は付いていない。⑥ あるのは、これは昭和11年、1936年『現代の日本音楽』という番組があったのです。⑦ これがあって、それこそ洋楽系の現代音楽。

板倉 洋楽系の。

長廣 一等最初は確か諸井三郎さんの作品。⑧

板倉 ああ、諸井三郎先生の作品。

長廣 そういう番組が一方であって、ずっと続いていて、現在の『現代の音楽』につながっています。

板倉 ありますよね。

長廣 ですが、こちらの邦楽のほうのものは、今さっき申し上げましたように1947年に『現代邦楽の時間』があって、そして以来いろいろな変遷があって、64年に『現代の日本音楽』。これは7年間というか、足掛け8年で終わってしまっ、今はその名前の番組は冠を付けていない。

板倉 冠を付けていないということは、その番組の後継の番組はあるわけですか。

長廣 そうですね。そういう作品を紹介するものは、月1であってほしいのですが、第5週の水曜日に設定されています。⑨

板倉 あっ、そういうわけですか。はい。でも、やはりそうやって、年々、特に第二次世界大戦後、そういう言葉が生まれきて、それからいろいろな新しい動きができてきたと思うのですが、それが今後どうつながっていくかを考えることが、きょうの、第1回の大事な目的だと思います。

長廣 それは「考」ですね。口幅ったいこと言える立場ではないのですが、きょうのテーマは合奏です。育成会が果たした大きな役割は、合奏のスタイルの面白さ、それからユニークさというものを育成会という母体の中で育ててきたか。しかもそれがこうやって解散してしまいましたから、これだけの規模の大合奏を作るめどが、もうなくなってしまう。生産中止になってしまいましたから。そうすると、この会が持っている意味合いというものが、かつて大合奏で一つの時代を作ってきた。それを今後どういうふうにするかは分からないけれども、もう一度、今の時代に検証して。

板倉 検証という言葉。そうですね。

長廣 あれは何だったのだろうと。あれは一体全体、それこそ今日の現代作品の中にどう反映されるのだろうかということも検証して、もう一回考えよう。それが「考」かな、と思いますし、今、本当に先ほども申しましたように、『MUSIC TODAY』とするか、21世紀の音楽。洋楽でも邦楽でも、『現代の音楽』。

板倉 そうですよ。ええ。

長廣 という総括的な、トータルな音楽の生産現場があるわけですから、その生産現場をつぶさないように、この育成会が作り上げてきた一つの合奏の歴史というものを遺産として、もう一遍考え直す、その機運がこれから出るといいなど。

板倉 本当におっしゃるとおりだと思います。私は演奏畑の人間でございますけれども、海外などに行った場合に、「日本の合奏団というものはないのか」と。皇居でやっているような雅楽は、映像や資料があるみたいですが、そうではなくて、箏、Japanese zitherなどと書いてあり、そういうものの合奏がないのかと、よく聞かれます。そういう場合に、今おっしゃった、要するに日本人の作曲家の作品を、それで海外に広めるということも、すごく大事なわれわれの、現代という言葉を使わせていただくならば、現代の哲学を反映しているものが現代の作曲家ですから、それがわれわれの心の奥にある日本固有の楽器を使うことによって、何か表現できることもあるかもしれないですよ。

長廣 そうですね。きょうの合奏の中では、これだけが合奏の形態ではなくて、もっともっといういろいろなものがあるのですが、それは育成会が始まった1950年代の真ん中ごろ、そのころに初めて生まれたのではなくて、実は戦前からそういうものがある。だけれども、如実に現れるのが1950年代。

板倉 ああ、50年代。

長廣 はい。50年代になってからです。例えば、ピアノと三味線⑩とか、長唄、地歌、常磐津、義太夫の三味線、この四つの四重奏を作るというすごいことを考えた作曲家もいる。⑪そしてそれだけではなくて、長唄系の作曲家、作品を書いた人たちが、その中にお箏も入れる。あるいはその中に胡弓を入れる。そしておまけにとってはあれですけれども、ビブラフォーンを入れてしまう。チェロだけではない。

板倉 異種のもの混合ということですね。

長廣 はい。そういう異種混合という言葉は使いたくありませんが、そういう今はやり言葉でいうコラボレーション。

板倉 コラボレーションね。

長廣 そういう形でも、みんな一緒にやっていく合奏を楽しみにしている、それを「現代邦楽」の一つのジャンルとして始めていった、それもあるのではないかなと。はい。

板倉 どうもありがとうございます。この限られた時間で、長廣さんにお話しいただいたのは。本当はもっと長いセッションを取ったほうがいいのかと思うのですが、今のお話で、私も含めて、きょういらっしゃっている方も、現代音楽を考える要素、きっかけが一つできたと思うので、今後の団体の活動に期待しつつ、これからも考えを深めていきたいと思います。長廣さん、どうもありがとうございました。

## 脚注

- ① 当日の番組内容 衛藤公雄<春の姿>、<箏三重奏曲「薫る花」>、<箏五重奏曲「湧きいずる力」>、出演：衛藤公雄、大塩寿美子、衛藤満寿子 ほか
- ② 戦前には『新箏曲』『新絃楽』『新邦楽』などの名称が、番組名となっていた。
- ③ 『三曲』第十巻 四月号 昭和5年7月 美妙社
- ④ このほか『創作邦楽の時間』『現代邦楽』など数種があった。
- ⑤ 当日の番組内容 杵屋正邦<三絃合奏曲「展開」> 出演：田島佳子、杵屋栄三郎、沢井忠夫、野坂恵子、杵屋三志津、坂井敏子 ほか 中能島欣一<平調の合奏曲> 出演：上参郷輝美枝、高野和之、山口五郎、多忠麿 ほか
- ⑥ 邦楽系の番組で「日本音楽」という名称は、60年代までほとんど見られない。
- ⑦ 5月13日 この番組の第1回放送日
- ⑧ <ビオラソナタ>
- ⑨ 第5週土曜日にも、放送することがある。
- ⑩ 平岡次郎<三絃ピアノ合奏曲> 1937年作曲 同年11月19日放送 箏：米川敏子、ピアノ：平野次郎
- ⑪ 杵屋正邦<三絃四重奏曲第2番> 1959年作曲 同年7月31日放送 長唄：田島佳子 地歌：米川敏子 常磐津：常磐津英八郎=現英寿 義太夫：松浦君代

## 【演奏会の反省】

初めての演奏会を開催し成果を挙げた一方で、様々な反省点や問題点もありました。次回以降の演奏会開催に教訓として次代に受け渡すことを目的に、各委員ごとに実施報告書を作成しました。演奏会での問題点と今後の修正点についての報告内容の要約を以下に記載します。

- ・企画委員、実行委員という二重構造の組織だったため、各担当の仕事の範囲や分担が不明確な点があった。そのため仕事の重複や連絡の不徹底、担当不在、一部の人へ過度に負担が集中するなど運営に支障が出る場面が多々あった。今後は指揮命令系統と担当責任者を明確化した運営体制の確保が必要である。また人員も不足だったので今後、実働部隊の増員が急務である。
- ・練習場の確保に関して、会場変更や予約調整の行き違いの問題があったので、今後は関係者間の連絡や優先順位の確認を徹底する必要がある。できれば練習会場は全日程同じところが理想である。
- ・今回はNHKの放送収録に見合うクオリティの演奏を限られた時間で仕上げなければならなかった。そのため練習の過程において厳格さを求められることが多く、親睦団体としての演奏活動の範囲を逸脱するとの認識を持った参加者もいた。同窓会の主旨「会員相互の親睦」「演奏家の育成および演奏技術の向上」の2つを考慮し今後の演奏活動の方向性を考えていく必要がある。
- ・出演者、プログラムの確定などのタイムテーブルに沿った運営と期日の遵守を心掛け、遅延を最小限に押さえ、なるべく運営に余裕を持たせたい。
- ・担当ごとに窓口が異なるので外部から分かりにくい点があった。なるべく連絡窓口の一本化をしたい。
- ・配送作業などの手伝いをしてくれた人に対する礼金や交通費の規定が曖昧だったため対応に困った。支払い条件や金額の基準などを定める必要がある。
- ・練習、本番を含めて指揮で音楽監督である板倉氏の負担が大きすぎではなかったか。
- ・人選が育成会後期の講師陣に偏っているので、もっと幅広く声かけをしたらどうか。
- ・有料公開演奏会で、しかもNHKの放送収録があるので、出来る限り本番はレンタル楽器ではなく自分の楽器を持参してほしい。
- ・結果的に黒字になったが、当初は経費を押さえるため、配送物に茶封筒や同窓会とは関係ない団体の封筒を使ってしまった。次回からは同窓会専用の封筒づくり用意する。
- ・打ち上げにて、宴会コース以外に勝手に食事の追加注文をして者がいた。しかも、にもかかわらず余ってしまった。
- ・箏の調絃に関して、当日は出演者数に比して調絃担当者が少なすぎで、手がまわらないところもあった。演奏者は基本的に知らない人同士の集まりなので、便宜上定めたパートリーダーを調絃責任者とするのは適切ではなく効率も良くない。早い段階から事前に人選し、信頼出来る調絃スタッフを必要人数確保する必要がある。
- ・演奏会場受付に招待リストがなかったため、招待来賓者への対応で不十分な面が出てしまった。
- ・本番も写真撮影場所が親子室になってしまい、撮影機材が占有してしまった。そのため親子室が利用ができなくなり親子づれ来場者に迷惑をかけてしまった。
- ・演奏会の紹介記事が新聞に掲載された際、本来の問合せ先と異なる連絡先が載ってしまい、一部の委員に大きな負担と支障が生じてしまった。

以上の指摘を踏まえ、次回の演奏会に繋げていきたいと考えております。

## 第2回通常総会報告

5月28日 14:00～17:00、TKP スター貸会議室お茶の水駅前 2F カンファレンスルーム 1において第二回通常総会が開催されました。会員総数は816名(総会開催日時点)で、出席者数は52名、委任状は577通で総数の過半数の出席(委任状含む)により総会は成立しました。以下に総会報告を行います。下記の議案はすべて承認可決されました。尚、公式の議事録についてはNHK邦楽技能者育成会同窓会ホームページをご覧ください。



### 【第1号議案】平成24年度事業報告

- ・事務局長 古屋輝夫(16)より理事会についての報告があった。
- ・評議員会担当理事 川村泰山(20)より評議員会についての報告があった。  
※ 評議員会については別項の評議員便りを参照してください。
- ・会報担当理事 山口賢治(30)より会報についての報告があった。  
当面は年1回の発行。新会員募集獲得のため第2号会報は会員と非会員の卒業生にも一斉送付する。
- ・演奏会<現代邦楽「考」>総括 演奏会担当理事 田辺冽山(25)より報告。  
演奏会ごとに独立採算とする(同窓会の会計とは別)ため、余剰金の一部は当日のスタッフ等に還元した。  
※ 演奏会の実施報告については別項の「NHK邦楽技能者育成会同窓会第1回演奏会～現代邦楽「考」～の実施報告」をお読みください。

### 【第2号議案】平成24年度決算報告

- ・会計担当理事 原郷界山(44)より報告があった。(表2)
- ・監査 森田柊山(19)により収支決算報告書が適正であると確認され、承認可決された。

表2 平成24年度 同窓会収支決算報告表

【第3号議案】平成25年度事業計画

- ・事務局長 古屋輝夫(16)より理事全員が集まるのは現実的に難しいことも多いので常任理事および常任理事会の設置提案があった。この後の改訂規約の成立により常任理事制度が認められた。
- ・演奏会担当理事三橋貴風(17)より次回演奏会についての報告があった。  
会場は、みなとみらい小ホールで、ホール側との共催。開催日は2014年3月8日(日)。  
本演奏会に掛かる会場使用料はホール・ホール以外の部屋とも無料。  
隔年で渋谷と横浜で開催することは新たな客層の開拓にも繋がると考えている。  
音楽監督として、前回同様板倉康明氏へ仮で依頼している。

<出席者からの質疑・提案・意見>

- ・企画委員を立ち上げ、前回同様の組織体系で進めるのか→詳細は未定だが、多くの会員の協力を得たい。
- ・みなとみらい小ホールは規模が小さいのでチケット収益と演奏編成に懸念がある。→理事会に上程する。
- ・東京、大阪を拠点とした規模の大きな演奏会と各地方で各地の会員が中心に運営する小規模な演奏会を交互に行うのはどうか?→理事会に上程する。
- ・卒業生全体に対して、入会率が41.9%と低い。(連絡の取れる卒業生が1758人に対し737人) 関西は58人/114人、東海は61人/139人。演奏会参加者を確保する意味でも積極的に入会を呼びかける必要がある。→卒業生全員に対し、再度会報とあわせて入会案内を出す。
- ・関西地方の会員による有志世話人会が集まり、2014年の秋冬以降に関西にて演奏会開催を検討している。→25年度より以降の随時考慮ということで理事会に上程する。地方支部設立は地元の人意見を伺いながら今後検討する。現段階では支部が設立されていないので「独立採算で行えるのであれば、会の名称にて演奏会を行う」という形になる。

【第4号議案】平成25年度予算案

- ・会計担当理事 原郷界山(44)より報告があった。会費収入は現会員が退会せず引き続き会費納入する前提で計上した。ホームページについて、今後専従の管理者を置き、管理費は今後、内容を充実させることをために前年度より多く計上した。(表3)

【第5号議案】規約改正

- ・規約担当理事 山戸朋盟(14)から報告があった。※別項の「規約改正について」をご覧ください。

【その他意見・提案】

- ・会の方向性が明確に打ち出されていないため、積極的な参加に躊躇している会員もいる。卒業生に広く開かれた「会員相互の親睦」と「演奏家の育成および演奏技術の向上」の偏りがないような企画運営を目指す会というアピール・広報をお願いしたい。

収入の部

平成25年 5月28日

項目	金額	備考
会費収入	¥2,394,000	798名(H25.3.36現在)×@3,000円
準備委員会よりの繰越金	¥74,615	
総会パーティ残金	¥188,300	23/9/29,159,600 24/5/29 28,700
演奏会繰越金	¥180,328	
預金利息	¥250	
合計	¥2,837,493	

支出の部

項目	金額	備考
総会会場費	¥209,110	23/9/29,94,310 24/5/29,114,800
会議費	¥27,600	評議員会会場費
会報作成費	¥32,400	
選挙関係費	¥42,600	公示用葉書、切手等
HP管理費	¥6,625	HPドメイン
通信費	¥277,580	
事務費	¥58,000	議事録作成費等
印刷費	¥62,968	総会資料他
文具費	¥23,310	
コピー代	¥5,790	
交際費	¥1,760	
雑費	¥22,590	設立総会横断幕、記章、手伝い昼食費等
合計	¥770,333	

収入金額合計	¥2,837,493
支出金額合計	¥770,333
差し引き金額	¥2,067,160

収支決算書、預金通帳および関係書類に基づき監査した結果その内容が適正か経理事務が正確であることを証明しま

平成25年 5月22日

監査 森田柊山 山川園松

表3 平成25年度 同窓会収支予算表

収入の部

項目	金額	備考
会費収入	2,349,000	783名×@3,000円
小計	2,349,000	
前期繰越金	2,067,160	
合計	4,416,160	

支出の部

項目	金額	備考
事業費	総会	100,000 会場費 51,250円
	会報作成費	300,000 印刷・人件費等
	会議費	200,000 会場費・人件費
	演奏会補助	400,000
	小計	1,000,000
管理費	HP管理費	100,000
	印刷費	150,000
	通信費	400,000
	事務作業費	300,000
	文具・消耗品費	100,000
	雑費	100,000
	小計	1,150,000
予備費	予備費	2,266,160
合計	4,416,160	

懇親会報告

第2回通常総会終了後、同会場別室に移動し懇親会が開かれ、会員同士の親睦を深め合い、大いに盛り上がりました。卒業期ごと各人がスピーチを行い、それぞれの育成会時代の思い出話や知られざる過去の秘話が披露され、さらに同窓会や邦楽界の未来に対する熱い思いが語られました。とても貴重な話が聞ける機会なので、今後も特に若い世代の方々により多くの参加を期待しています。



規約改正について

同窓会規約は平成23年9月29日に施行されました。平成24年2月には規約に基づく選挙が行われ、現理事体制による正式な同窓会組織が設立され現在に至ります。その間に組織運営上、規約と現状が合わず、現規約の不備を指摘する声が挙りました。そこで規約改正を行うこととなり、総会の承認を経て規約改正が成立しました。改正の要点は、

- ① 第36条・第37条を削除することにより、「規約の変更・解散および合併」(第24条の1・2)を「総会の出席者の過半数をもって決する」(第25条の2)ことが出来るように改めた。
- ② 第15条・第18条の3を改めることにより、役員任期の規定と選任の方法を簡素化した。
- ③ 第12条・第13条を改めることにより、理事会を機能的に運営するための「常任理事」の職種を設けた。

になります。規約の全文は21ページに掲載します。

## 改正前と改正後の改正箇所条文の対照一覧表

NHK 邦楽技能者育成会同窓会 規約改正 (2013/5/28 総会で成立)

1	改正前	<p>&lt;規約の変更&gt;</p> <p>第36条 この規約は、理事会の議決を経た上、総会において理事および正会員および特別会員の現在数の3分の2以上の議決がなければ変更することはできない。</p>	改正後	第36条 削除
2	改正前	<p>&lt;解散および資産の処分&gt;</p> <p>第37条 本会の解散については、理事会および総会において、理事および正会員および特別会員の現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。</p>	改正後	第37条 削除
3	改正前	<p>&lt;役員任期&gt;</p> <p>第15条 本会の理事および監事の任期は2年とし、2期を越えての再任は認めず、任期満了後2年間は再任できない。</p>	改正後	第15条 本会の理事および監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
4	改正前	<p>&lt;役員任期&gt;</p> <p>第18条の3. 評議員の任期は2年とし、2期を越えての再任を認めず、任期満了後2年間は再任できない。</p>	改正後	第18条の3. 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5	改正前	<p>細則 役員選考規程</p> <p>第1条 2. 理事は2年毎に半数を改選する。改選定数は選考毎に理事会より決定し、選挙管理委員会に提出する。 3. 再任を希望する理事および監事は、信任投票の上、過半数以上の信任を得なければならない。</p> <p>第2条 5. 選挙管理委員の任期は2年とし、2期を越えての再任は認めず、任期満了後2年間は再任できない。</p> <p>第3条 規約第6条により資格を有する会員は、選挙権・被選挙権および信任投票権を有する。 2. 次の一に該当するものは被選挙権を有しない。 ①2期連続で理事および監事を務めた者、もしくは任期満了後2年が過ぎていない者。</p> <p>第7条 2. 再任のための信任投票は、可または不可の二者択一とする。</p> <p>第9条 当選人は、再任候補者の信任を優先し、定数に達するまで、有効投票の多数を得た候補者の順位により決定する。また、再任候補者の信任投票においては、信任票の過半数をもって当選とする。</p>	改正後	<p>第1条 2. 削除。 3. 削除。</p> <p>第2条 5. 選挙管理委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>第3条 規約第6条により資格を有する会員は、選挙権・被選挙権および信任投票権を有する。 2. 次の一に該当するものは被選挙権を有しない。 ①削除</p> <p>第7条 2. 削除。</p> <p>第9条 当選人は、定数に達するまで、有効投票の多数を得た候補者の順位により決定する。</p>
6	改正前	<p>&lt;役員&gt;</p> <p>第12条 本会は次の役員を置く。 1. 理事 13名以上20名以内 (正会員：10名以上15名以内/ 特別会員：3名以上5名以内) 理事長：1名/副理事長：4名以内/事務局長：1名</p> <p>第13条 理事および監事は、別に定める役員選考規定に従い、正会員および特別会員による直接投票又は信任投票により選出され、総会において選任される。 2. 理事長・副理事長および事務局長は、理事の互選とする。</p>	改正後	<p>第12条 本会は次の役員を置く。 1. 理事 13名以上20名以内 (正会員：10名以上15名以内/ 特別会員：3名以上5名以内) 理事長:1名/副理事長：2名以内/常任理事：4名以内/ 事務局長：1名</p> <p>第13条 理事および監事は、別に定める役員選考規定に従い、正会員および特別会員による直接投票により選出され、総会において選任される。 2. 理事長・副理事長・常任理事および事務局長は、理事の互選とする。</p>
7	改正前	<p>&lt;評議員・地区幹事&gt;</p> <p>第18条 本会は評議員を置く。 4. 評議員は、理事および監事選出にあたり候補者推薦委員会を組織し、立候補者または推薦候補者を、評議員会において選出する。</p>	改正後	第18条 本会は評議員を置く。 4. 評議員は、理事および監事選出にあたり候補者推薦委員会を組織し、立候補者または推薦候補者を、評議員会において選出することができる。

## NHK邦楽技能者育成会同窓会 第2回演奏会 出演者募集!!

「NHK邦楽技能者育成会同窓会 第2回演奏会」を下記の通り開催する運びとなりました。  
第1回に引き続きNHKの協力を得て、演奏会当日の録音収録が予定されております(放送日、放送曲目は未定)。つきましては会員の方々に広く参加を募集いたします。また、これを機にまだ入会していない卒業生の方々にも、是非ご入会いただき、演奏会へご参加ください。

◆日時: 2014年3月8日(土) 開演時間 午後を予定

◆会場: 横浜みなとみらい小ホール

◆主催: NHK邦楽技能者育成会同窓会

◆演奏: NHK邦楽技能者育成会同窓会会員

◆音楽監督: 板倉康明(大編成曲 指揮/50~55期講師 特別会員)

◆監修: 長廣比登志(現代邦楽研究家)・山川直治(邦楽研究家)・野川美穂子(日本音楽研究家)

### ◆参加募集曲目

【大編成曲】会員であればどなたでもご出演いただけます。

「絲竹交響第2番」藤井凡大 作曲 1965年(編成…尺八2/三絃2/箏2/十七絃)

「日輪幻影-2000-」菅野由弘 作曲 2000年(編成…尺八/三絃/琵琶/箏2/十七絃)

※舞台の関係により出演は各曲30名程度、参加人数により大合奏作品をもう1曲追加する可能性あり。

【小編成曲】オーディション制(提出音源審査により出演者を決定)

曲目: 現代邦楽作品(日本の伝統楽器のみの編成)

編成: 10名以内(独奏可/指揮者は不可) 演奏時間: 15分以内

曲目選定委員: 秋岸寛久 板倉康明 菅野由弘 野川美穂子(特別会員)

提出いただいた録音音源をもとに最大4曲までを曲目選定委員が選出し、演奏会のプログラムに組み入れます。合格者は2月16日(日)に視聴会を行います。

### ◆応募カテゴリーについて

①大編成曲への参加申込

②小編成曲へのオーディション出願

③大編成曲への参加申込と小編成曲へのオーディション出願の併願

のいずれかになります。②の出願者でオーディション結果が不合格の場合には、大編成曲への参加をお願いすることがあります。大編成曲については、原則お一人1曲の演奏ですが、演奏会実行委員より2曲の出演を依頼する場合があります。演奏パートはなるべく希望に沿うよう務めますが、希望とは異なるパートになる場合もありますのでご了承ください。

### ◆練習スケジュール

【大合奏曲】合奏練習

日程&会場: 2014年

1月18日(土) 午後~/場所未定

2月15日(土) 午後~/場所未定

2月16日(日) 午後~/場所未定

3月6日(木) 時間帯未定/横浜みなとみらいホール内施設

3月7日(金) 時間帯未定/横浜みなとみらいホール内施設(通しリハーサル)

【小編成曲】オーディション合格者の視聴会

日程: 2014年 2月16日(日)

時間: 未定(大合奏曲練習の前後) 会場: 場所未定

視聴会には 曲目選定委員 他の出席を予定しています。

### ◆応募方法

①大編成曲への参加申込

応募用紙に必要事項を記入して参加申込先まで提出ください。申込締め切りは10月18日(金)。

②小編成曲へのオーディション出願 / ③大編成曲への参加申込と小編成曲へのオーディション出願の併願応募用紙に必要事項を記入して、参加申込先まで提出ください。

参加申込書の提出締め切りは10月18日(金)。

11月1日(金)までに音源と楽譜を参加申込先へ提出してください。録音媒体はCD。

CDには曲目、演奏者代表の氏名を記入してください。

◆参加料: ¥10,000- (チケット4枚相当)

### ◆箏・十七絃のレンタル

レンタル楽器を用意します。その際、参加料とは別にレンタル料がかかります(金額は未定)。

但し、レンタル楽器はあくまで練習用楽器なので、本番にはなるべく各自で楽器を持参いただきますようご理解とご協力をお願い致します。

### ◆参加申込先: NHK邦楽技能者育成会同窓会事務局

FAXもしくはメール、郵送にてお申し込み下さい。

メール n.ikuseikai.dousoukai@gmail.com FAX: 03-6800-2012

住所: 〒130-0026 東京都墨田区両国3-25-9-304 古屋方

### 評議員会便り

平成25年4月1日に代々木区民会館に於いて、第二回評議員会が開かれました。

(51人中21名出席、委任状27名)

①演奏会の反省 ②規約の見直しについて、報告、質疑応答、提案など活発な意見交換が行われました。会議の詳細は、ホームページでご報告いたしますので、ご覧ください。

次回、評議員会開催予定。

平成25年12月 演奏会への協力・役員選挙の準備について。

平成26年 2月 役員選挙候補者推薦・次期評議員候補について。

### 【評議員募集】

評議員不在期 1, 2, 4, 5, 35, 36, 39, 41期です。

自薦他薦を問わず、評議員になってくださる方は事務局までご連絡ください。

## 同窓会関西演奏会開催へ向けての検討会のご報告

本年3月9日の第1回演奏会の成功を受け、関西でも演奏会開催の声が高まり、有志による検討会が開かれました。

日時：平成25年6月19日PM

会場：ホテル日航プリンセス京都

出席者：福森文子(14)、飛山百合子(27)、福原左和子(31)  
岡田道明(35)、市川佐代子(37)、石川利光(37・文責)

内容：まず石川が議事進行役となり、これまで理事会、設立総会等で配られた資料などをもとに、設立準備会から同窓会設立総会に至る経緯を説明しました。続いて演奏会印刷物や第二回総会資料などを用いて第一回演奏会(東京)開催の経緯と報告を説明。その後、関西支部設置の展望および関西演奏会開催の可能性を討議しました。

### 「関西支部設置についての意見」

- ・支部を置いて具体的に何をやるかが見えてこない。
- ・現在は東京の本体に会費を納めているが、支部を置くと支部にも会費を払うことになるのか。
- ・二重行政のような無駄が生じないか。
- ・現段階では東京の本体だけで良いのでは。

などの意見が出され、“設置の必要性は感じられない”ということで纏まりました。

但し、関西地区卒業生のうち約半数が未入会なので、理事会の支援(同窓会会報での告知、勧誘など)を仰ぎながら、会員増に努める必要がある、との見解が一致しました。

### 「関西地区演奏会の可能性についての意見」

この案件については上記の内容とリンクするものであり、支部議論の時から話題が出ていましたが、この議題に入った時に確認をとったところ、出席者6名のうち4名が“開催したい”“開催してもよい”という意見で、強硬な反対は見られなかったため、開催を前提として討議を進めました。ここで出された意見は次のとおりです。

- ・関西地区で演奏会を行なうことによって、地盤沈下している関西の邦楽界に刺激を与えることが出来るのではないか。
- ・関西だけでは入会者が56名で、そのうちから参加者を募るとかなり少人数、小規模の演奏会になるのではないか。会員を増やす声掛けもしなければ。
- ・現段階では本会からの資金援助は見込めず独立開催になるため、予算もかなり限られることが必至である。東京の演奏会はあくまで参考にとどめ、関西は関西で身の丈に合った規模、内容にしなければならない。
- ・東京演奏会は大合奏曲が4曲で「現代邦楽を検証する」という内容のプログラムだったが、関西は「育成会卒業生の今(現在)」という内容で、大合奏曲と小編成曲、関西で生まれた古典なども入れたプログラムがよいのではないか。
- ・関西地域だけでは出演者、集客とも運営が厳しいので、中国、四国、九州の西日本エリア、北陸、状況を見て東海地方会員へも出演を呼び掛けるのがよいのではないか。

など、前向きな意見が出され、下記のとおりアウトラインが固まりました。

〔日程〕 関東と時期がバッティングしないよう来年(2014年)秋頃を検討する。

〔会場〕 会員の多い京都か大阪の交通至便な会場から当たる(石川)。

〔費用〕 東京は1人1万円だった。関西も理想は1万円であるが1人2万円くらいは覚悟しなければならないのでは。

〔出演者〕 会報にて「関西演奏会出演者募集」の告知を依頼する。

〔指揮者(指導者)〕 必要ではあるが少ない予算なので、その中で最良の形をさらに検討する。

〔内容/形式〕 会場決定、出演者募集などの段階から検討を進めていく。

〔NHKとの関わり〕 大阪には大阪局があり、番組制作も行っているため、制作サイドへもアプローチをかける(石川)。

まず、石川が会場選定、NHKへのアプローチを行ない、その状況に応じてメンバーへの意見徴集、第二回の会合開催を行なうことを確認し、終了しました。

### 【NHK邦楽技能者育成会同窓会関西演奏会 出演者・スタッフ募集!!】

首都圏以外での初の対外的な催しとなる「NHK邦楽技能者育成会同窓会 関西演奏会」を上記の内容で開催する準備を進めております。つきましては特に西日本エリアの会員の方々へ出演、制作スタッフとして参加くださる方を募集いたします。また、これを機にまだ入会していない卒業生の方々にもお声掛けのご協力をお願い致します。お申し込み・お問い合わせ 石川利光 TEL/FAX078-431-5680

### 邦楽器アンサンブルと指揮者の関係

指揮者 板倉康明(特別会員)

先日の演奏会はお疲れ様でございました。たくさんのお客様に聞いていただけて良かったと思っております。今回は指揮者の役割について考えてみたいと思います。まず、なんで指揮者が必要なのか?指揮と言う日本語が適当な訳とは思っていませんが、大勢の合奏の場合、演奏している自分達では、様々なことが聞き取りにくく、また、距離があつたりすると合わせにくいということが出てくるので、調整役が必要になります。また、出している音が楽譜に対してどうなっているかを客観的に判断する役割の人間が必要となってきます。

指揮者と野球の監督は誰でもやってみたい仕事だそうで、そういう志向の方は、楽譜に書かれた音楽よりも自分の個性を前面に押し出そうとする場合が多いのですが、私の場合、扱っている音楽が現代の作品が多いので、まず、楽譜を正確に読み込み、それと実際出ている音がどうなっているかを確認する作業が主たることとなります。決して「私」の思う通りではなく、「楽譜」に書いてあるように演奏するべく練習を運営するのが役割です。(育成会時代のさまざまな楽しい?ことについては稿を改めたいと思います。)そこに恣意的な解釈が入り込む余白はありません。たとえば速度指定についても、作曲者が数字で指定したものを尊重します。練習を重ね、作品の構造が明確になって来ると、作品の姿、作曲家の音楽的思考が明らかになってきます。それを本番の舞台上で、様々な調整をしながら演奏する。こういう仕事をしているのが指揮者です。今後、指揮者と演奏される場合にはこの話をご参考になさってください。別の面白みが出ると思います。ありがとうございました。



## 育成会同窓会の未来

邦楽ジャーナル編集長 田中隆文（特別会員）

今年3月の旗揚げ公演は大変素晴らしいものでした。おめでとうございます。なにより、「これぞ現代邦楽!」と感じさせてくれたことがうれしかった。長廣比登志氏のトークはまさに「現代邦楽—考—」でした。現代邦楽という言葉の起源は1947年に放送された「現代邦楽の時間」で、それがひとつのジャンルとして確立され、20世紀後半の時代をうつす言葉となったことを言われました。大きな意義をもつ公演になったと思います。

さて、これから同窓会はどこに向かって進むのでしょうか。「同窓会」にしたということは、基本的に親睦を第一義にしていると理解します。同窓会であるなら私達外部の人間がしゃしゃり出て来る幕はありません。旧交をあたため、親睦を深めるイベント（同窓会）をして、もっと楽しめばよいと思います。（第1回公演はそれはそれで親睦になったと聞きますが、あれだけの大きな舞台を成功させるのは、演奏者も裏方もしんどいのでは?）



同窓会にステージを設ければ、それが余興であっても、みなさんならきっとレベルの高い遊びが出来ることでしょう。先輩後輩の垣根を超えて音楽で遊んでみる…案外、それが新しい時代を作るかもしれません。でも、同窓会だけではあまりにもったいないと思うんですね。優れた邦楽技能者の集団なのですから。私は育成会なら何が出来るのか、考えました。やはり新しい育成会を立ち上げることでしょう。

まずは首都圏に本部を立ち上げ全国に支部を作る。卒年を超えて地域での繋がりを密にします。卒業生1758人のうち関東在住の方は73.5%（うち東京が42%）いらっしやいます。そして東海7.3%、近畿7.1%、甲信越3.8%、ほかはおよそ1%台。7%というのは人数にすると123人です。これだけいれば支部は（やる気があれば）結成出来るでしょう。

そして、「東京邦楽技能者育成会」「名古屋邦楽育成会」「大阪邦楽育成会」を作るのです。合奏の仕方や邦楽の技術と理論を教える所です。講師はもちろんあなた方。「月1回、楽器屋さんのホールで」というのもいいじゃないですか。プロの養成所じゃなくてもいい。その地域の実状にあわせて運営すれば良いと思います。

重要なのはそういうシステムを全国規模で作り上げることです。それは後に必ず邦楽界に大きな影響力を持つ重要な組織になるはずで。海外からの邦楽研修生の受け入れ先にだってなることが出来る。東京でする演奏会は各地育成会で学んだ人達の発表の場になればいいですね。あなた方がNHKで学んだことは地域に還元すべきです。それが出来たら、邦楽の世界はもっとステップアップするでしょう。

## NHK邦楽技能者育成会同窓会 規約

平成23年(2011年)9月29日 施行 平成25年(2013年)5月28日 一部改正

### 第1章 総則

<名称>

第1条 本会は「NHK邦楽技能者育成会同窓会」と称する。

<事務所>

第2条 本会は理事長宅に事務所を置く。

第3条 本会は理事会の議決を経て支部を置くことができる。

### 第2章 目的および事業

<目的>

第4条 本会は会員相互の交流をはかり、日本の芸術文化に寄与することを目的とする。

<事業>

第5条 前条の目的を達成するため次の事業を行うことができる。

1. 和楽器を用いた音楽の流派や種目を越えた会員の交流による、青少年に対するの育成と普及
2. 演奏会、研究会、講習会、講演会等の開催
3. 和楽器を用いた音楽の伝承と研究
  - ① 伝統音楽の伝承と研究
  - ② 和楽器を用いた音楽の資料の整備
  - ③ NHK邦楽技能者育成会の果たした業績、および設立よりもたらされた現代邦楽作品の検証と研究保存
4. 和楽器を用いた音楽の創作活動への支援
5. 和楽器演奏家および指導者の育成指導と技能の向上
6. 機関誌、研究書類、楽譜および録音物の刊行
7. 和楽器を用いた音楽の、海外への普及および国際交流
8. 優れた業績を有する個人または団体に対する表彰
9. 芸能関係団体との交流と提携
10. 関連文化事業への参加および協力支援
11. 会員名簿の編纂
12. その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

<種別>

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員 NHK邦楽技能者育成会卒業生もしくは理事会により推挙された者であって、本会の目的および事業に賛同し所定の会費を納める者
2. 特別会員 NHK邦楽技能者育成会に対し功労のあった者または有識者で、理事会で推挙され総会において選任された者
3. 賛助会員 本会の目的および事業に賛同する団体または個人であり、所定の会費を納める者
  - ② 賛助会員は総会における議決権、および役員選挙における選挙権・被選挙権は有しない。
  - ③ 賛助会員は、理事会の推挙により正会員もしくは特別会員となることができる。

#### <入会>

第7条 入会希望者は申込書を本会に提出し、理事会の承認を受けた上、所定の会費を納入しなければならない。但し特別会員は理事会にて推挙され、本人の承認をもって会員とする。

#### <入会金・年会費>

第8条 本会の入会金・会費は次のとおりとする。

1. 正会員 理事会により提案され総会において議決された入会金・年会費の額
2. 特別会員 入会金・年会費を納めることを要しない。
3. 賛助会員 理事会により提案され総会において議決された入会金・年会費の額
4. 既納の入会金・年会費は、いかなる事由があっても返還しない。

#### <会員資格の喪失>

第9条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 民法上の制限行為能力者または破産の宣告を受けたとき
3. 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき
4. 会員である本会が解散したとき
5. 除名されたとき

#### <退会>

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を事務局に提出しなければならない。また退会届の受理をもって退会成立とする。

2. 退会届を提出した年度の会費は規定額を納めなければならない。

#### <除名>

第11条 会員が各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。但し、理事会は議決の前に弁明の機会をあたえなければならない。

1. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったとき
2. 本会の会員としての義務に違反したとき
3. 会費を一定期間滞納したとき

## 第4章 役員

#### <役員>

第12条 本会は次の役員を置く。

1. 理事 13名以上20名以内（正会員：10名以上15名以内／特別会員：3名以上5名以内）  
理事長：1名／副理事長：2名以内／常任理事：4名以内／事務局長：1名
2. 監事 2名
3. 顧問 若干名
4. 評議員 30名以上
5. 地区幹事

#### <役員を選任>

第13条 理事及び監事は、別に定める役員選考規定に従い、正会員および特別会員による直接投票または信任投票により選出され、総会において選任される。

2. 理事長・副理事長・常任理事および事務局長は、理事の互選とする。
3. 顧問は、理事会にて推挙され、理事長が委嘱する。
4. 評議員は、各期会員または評議員会により推挙され、理事長が委嘱する。
5. 理事および監事は相互に兼ねることはできない。

#### <役員職務>

第14条 理事長は本会の業務を総理し、本会を代表する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序に従い、その職務を執行する。
3. 理事は理事会を組織し、この規約に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し執行する。
4. 事務局長は、本会の事務を円滑に行うため事務局を設け業務を行う。
  - ①事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、事務局員は理事長が任免する。
5. 監事は本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。
  - ①理事長・副理事長および理事による業務執行の状況を監査すること
  - ②本会の財産の状況を監査すること
  - ③業務の執行および財産の状況について、不正の事実を発見した場合は、これを理事会及び総会に報告すること
  - ④前号の報告をするため必要があるときは理事会または総会を招集すること

#### <役員任期>

第15条 本会の理事および監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員はその任期終了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### <役員解任>

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
3. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### <顧問>

第17条 本会は顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会にて推挙され、理事長がこれを委嘱する。
3. 顧問は重要な事項について理事長の諮問に応じ、必要と認められるときは理事会に出席し意見を述べることができる。

#### <評議員・地区幹事>

第18条 本会は評議員を置く。

2. 評議員は、評議員会を構成し、理事長の諮問に応じ、必要と認められるときは理事会に出席し意見を述べることができる。
3. 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 評議員は、理事および監事選出にあたり候補者推薦委員会を組織し、立候補者または推薦候補者を、評議員会において選出することができる。
5. 評議員は、各期の幹事として会員名簿を管理し、各期会員の交流を図り、本会の目的に沿った活動を行う。
6. 評議員会は、会員の中から、理事会に評議員を推挙することができる。
7. 評議員会は、必要に応じて地区幹事を置くことができる。

#### <委員会>

第19条 本会は理事会が必要と認めた時、各種の委員会を置くことができる。

2. 委員会は理事会にて推挙され、理事長が委嘱する。
3. 委員会は理事会の諮問に応じる。

## 第5章 会議

### <種別>

第20条 本会の会議は、総会・理事会および評議員会の3種とする。

### <構成>

第21条 総会は、正会員および特別会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。
3. 評議員会は、評議員をもって構成する。

### <総会>

第22条 通常総会は毎年1回会計年度終了後2カ月以内に、理事長がこれを招集する。

2. 臨時総会は次に掲げる事項のとき開催する。
  - ① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
  - ② 正会員・特別会員総数の3分の1以上が、会議に付議すべき事項を示して招集を請求したとき
  - ③ 監事が第14条第5項第4号に基づいて、招集の請求をしたとき
3. 総会の招集は少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項・日時・場所を記載した書面をもって通知する。

第23条 通常総会および臨時総会の議長は、会議の都度出席会員の互選により定める。

第24条 総会は以下の事項について議決する。

1. 規約の変更
2. 解散および合併
3. 事業計画および収支予算についての事項
4. 事業報告および収支決算についての事項
5. 役員を選任または解任
6. 財産目録および貸借対照表についての事項
7. その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認められる事項

第25条 総会は正会員および特別会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。但し、当該議事についてあらかじめ書面又は電磁的方法をもって意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が裁決する。

第26条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

### <理事会>

第27条 理事会は毎年2回理事長がこれを招集する。但し、理事長が必要と認めた場合、また理事の3分の1以上の要請があった場合には理事会を招集しなければならない。

2. 理事会は2分の1以上の理事の出席をもって開催される。
3. 議決は出席理事の過半数を持って行われる。可否同数の場合は議長が裁決する。

### <評議員会>

第28条 評議員会は毎年1回理事長がこれを招集する。但し、理事長が必要と認めた場合、または評議員の3分の1以上の要請があった場合には、評議員会を招集しなければならない。

2. 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席をもって開催される。但し当該議事についてあらかじめ書面又は電磁的方法をもって意思を表示した者は、出席者とみなす。

### <議事録>

第29条 各会議には議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印の上これを保存する。

## 第6章 資産および会計

### <資産の構成>

第30条 本会の資産は次のとおりとする。

1. 入会金および会費
2. 寄付金および助成金
3. 資産から生ずる収入
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

### <資産の管理と運用>

第31条 本会の資産保管に関しては理事長および会計担当理事がこれに当たり、理事会の議決による資産の収支に関しては理事会がその責に当たる。

第32条 本会運営のための一切の経費は、資産の一部をもって支出する。

### <事業計画および収支予算>

第33条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は理事長が編成し、毎会計年度開始時に理事会および総会の議決を受けなければならない。

### <事業報告および収支決算>

第34条 本会の事業報告書および収支決算報告書等は理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会および総会の議決を受けなければならない。

2. 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会および総会の議決を受け、翌年度に繰り越すものとする。

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更および解散

### <規約の変更>

第36条 削除。

### <解散および資産の処分>

第37条 削除。

第38条 本会の解散に伴う残余財産の処置については、理事会および総会において議決する。

### <名簿・帳簿等、書類の管理>

第39条 理事会は次の書類および帳簿を厳重に管理しなければならない。

1. 規約
2. 会員名簿
3. 役員名簿
4. 収入支出に関する帳簿および証拠書類
5. 理事会および総会の議事に関する書類
6. その他必要な書類および帳簿

## 第8章 補則

第40条 この規約の施行について必要な細則は、理事会および総会の議決を得た上、理事長が定めることができる。

## 附則

- 1 この規約は、この本会の成立の日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年度第 1 回通常総会までとする。
- 3 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 34 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 本会の設立当初の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
- 5 本会の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。ただし本会の設立当初の会費は、平成 24 年度分を含むこととする。
  - ①正会員 年会費 3,000 円
  - ②特別会員 年会費 不要
  - ③賛助会員 年会費 一口 3,000 円 一口以上

## 附則

この規約は、平成 23 年 9 月 29 日から施行する。

## 細則

### 役員選考規定

- 第 1 条 理事及び監事は、規約第 13 条に基づき、正会員および特別会員による直接投票により選出しなければならない。但し、特別会員理事は規約第 13 条に基づく選出とする。
- 第 2 条 理事会は、選挙管理委員会を設置し、選挙管理委員会が役員等の選考における管理運営にあたる。
  2. 選挙管理委員は本会の規約を順守し、公正な選挙および信任投票を行うよう努めなければならない。
  3. 選挙管理委員は、理事会にて推挙され、理事長が委嘱する。
  4. 選挙管理委員は、在任中の理事および監事・候補者以外より選出する。
  5. 選挙管理委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
  6. 選挙管理委員会は、3 分の 2 以上の出席をもって開催されなければならない。
  7. 選挙管理委員会は選挙結果等議事内容を、すみやかに書面をもって理事長に報告しなければならない。

### <選挙権および被選挙権>

- 第 3 条 規約第 6 条により資格を有する会員は、選挙権・被選挙権を有する。
  2. 次の一に該当する者は被選挙権を有しない。
    - ①現選挙管理委員である者
    - ②規約第 8 条に定められた会費の滞納が認められた者

### <候補者の選出>

- 第 4 条 候補者は被選挙権を有する会員による立候補、および評議員会の候補者推薦委員会によるもの、または再任を希望する理事および監事とする。
  2. 推薦による候補者は、本人の承諾を必要とする。
  3. 特別会員理事の立候補者が定員に満たない場合、理事会が推薦し本人の承諾をもって候補者とする。

### <立候補および再任の届け出>

- 第 5 条 立候補および再任候補の届け出は、選挙管理委員会の定める書面をもって、公示日から 15 日以内に委員会に提出しなければならない。
  2. 推薦による候補者も、同様の届け出をしなければならない。

### <選挙および信任投票の告知・投票期日>

- 第 6 条 選挙管理委員会は、候補者の氏名・年齢・住所・所属・略歴等を掲載した告知を、選挙権および信任投票権を有する会員に選挙日の 20 日以上前に送付しなければならない。
  2. 理事および監事の選挙、または信任投票は、前任者の任期満了期日までに行う。

### <投票>

- 第 7 条 投票は無記名で行い、複数の候補者より理事は 2 名、監事は 1 名を記入するものとする。
  2. 投票は郵送により行うこととする。

### <開票および開票結果>

- 第 8 条 開票は、選挙管理委員会の定めた日時場所において行う。
  2. 開票は、選挙管理委員の 3 分の 2 以上の出席のもと行う。
  3. 所定の投票用紙を用いない投票、記入方法を間違えた投票、記載内容が確認できない投票、などのほか選挙管理委員が無効と事前に告知した内容以外の投票を、有効投票とする。
  4. 開票結果は、出席選挙管理委員全員により確認を行い、すみやかに書面にて理事長に報告の上、選挙記録として一定期間保管しなければならない。

### <当選人>

- 第 9 条 当選人は、定数に達するまで、有効投票の多数を得た候補者の順位により決定する。
  2. 得票数が同数であるときは、抽選をもって順位を決定する。
  3. 当選人が、選挙期日後に被選挙権を喪失した場合、当選後に就任を辞退した場合、順次繰り上げて当選者を定める。

### <就任と報告>

- 第 10 条 第 8 条により当選人ならびに次点者以下の順位が決定したときは、選挙管理委員会より当選人に結果を通知するとともに、就任の承諾を得なければならない。
  2. 当選人が一定の期間内に就任の承諾をしないときは、就任を辞退したものとみなす。
  3. 選挙の経過および結果は、総会において会員に報告しなければならない。

### <欠員補充>

- 第 11 条 理事および監事に欠員が生じたときは、第 8 条に該当する次点者より順次繰り上げて補充する。もしくは規約第 13 条に基づき、特別会員理事を理事会の推薦により補充する。
  2. 前項の規定による補充ができないときは、理事会の決定により補欠選挙を行うことができる。
  3. 補欠選挙は、前第 1 条から第 10 条までの規定に従い行うものとする。

- 第 12 条 この役員選考規程は、理事会の議決を経た上、総会において会員の過半数以上の議決がなければ変更することはできない。